

女性に優しくない トラブル

Trouble that doesn't gallant to ladies

弁護士・山田森一

Profile:山田森一(やまだもりかず)。第一東京弁護士会に所属する現役の弁護士。法律に関する書籍や、政治、経済、人生読本など著書多数。現在は、北の丸総合法律事務所に籍を置き民事を中心に活躍する。

第45回・離婚とお金

山田先生 こんにちは。いつも、愛読しています。私は56歳の専業主婦です。数年前から夫の顔を見るのもイヤになり、今は一緒にいるだけで窒息しそうです。夫の定年退職を機に離婚を決めました。離婚を切り出すと、夫はぐだぐだと訳の分からぬことを言い、のらりくらりと逃げています。結局、理由はお金です。現在、家は持ち家でローンは終わっています。それに貯金が2千万円ほどあり、退職金も同程度で、厚生年金もありです。これらすべての半分を貰おうと思ってるのですが、法的に可能でしょうか？
(大阪の離婚を決めた主婦)



確かに最近、貴女のように熟年離婚を希望される方がかなりおられます。しかし、夫の顔を見るのも嫌だ、窒息する云々という理由で、法的に離婚が認められるかというところ、まず無理でしょう。相談内容からも、正当な

離婚した時、夫婦で築き上げた財産等は、原則2分の1ずつ分ける。

理由となる数年間の別居等もないよつです。夫が離婚を承諾するしかないと思われる。つまり協議離婚です。ですが、その問題はクリアされていて、動産や不動産の分割だけが問題になっているとして話を進めます。

離婚をする時、つまるところは財産分与と慰謝料です。貴女が挙げた、現在、夫が持っている財産を分配するというのは、確かに法的には、夫婦2分の1ずつと定めています。ただしそれも、夫婦が結婚後に築き上げた財産を、それぞれ2分の1ずつということです。

ことです。2千万円の預金もいつ貯めたかが重要。退職金も同じです。仮に、夫と結婚したのが、夫の年齢30歳の時ならば、30歳以降の年月についての割り合いが分配の対象になります。

裏返せば、結婚以前から持っていた夫や妻の財産は、分配の対象にはならないという

家についても同じです。家の分配は、結婚してから家を買ったならば、2分の1ずつとなりますが、結婚前に夫が買っていたら、その結婚前の期間の割合分については、除



すれば、分割されます。ただし、手続きは、離婚が成立した日の翌日から2年間で。その際、年金手帳、離婚届、戸籍謄本等が必要です。

は、あくまでも、婚姻期間中の保険料の納付分です。最後に慰謝料です。夫と離婚の合意に達した時、夫に離婚原因がないので貴女は、夫から慰謝料を請求されるかもしれません。その場合、分配すべき財産を減額して実質支払つことになるでしょう。

この年金分割については、厚生年金と共済年金の部分だけです。厚生年金基金、国民

このように作業はとも大変です。健闘を祈ります。

外されます。数字を上げて説明します。例えば、家の時価が3千万円で、30年間ローンで完済した。しかし、結婚生活は20年間だったら、その期間で払ったローンの金額は2千万円。その2千万円の半分の1千万円が貴女の取り分です。家を分割し住むことも可能ですが、家をどちらかが引き取り、その代償分を相手に支払う。または売却し、それぞれお金を分け合うのが一般的でしょう。



イラスト/ふじや奈央

山田先生に聞いてみたい!!
法律に関する質問や疑問を受けつけます。編集部「山田森一先生の女性に優しくないトラブル」係までお送りください。